

19機構B第100901号  
平成20年 1月 9日

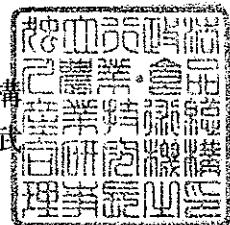
法人文書開示決定等期限延長通知書

レペタ・ローレンス 殿

独立行政法人

農業・食品産業技術総合研究機構

理事長 堀 江 武



平成19年12月13日付けで申し出のありました法人文書の開示の請求については、独立行政法人の保有する情報の公開に関する法律第10条第2項の規定に基づき、下記のとおり決定する期間を延長しましたので通知します。

なお、開示等の決定をしたときは、その旨改めて通知します。

記

1 開示請求のあった法人文書の名称又は内容等

平成19年12月13日までの、ディフェンシン遺伝子を導入した組換えイネについての下記の実験に関するすべての情報を含んだ、いずれの記録媒体かのいかんを問わずアナログデータ及びデジタルデータの全体。

記

1 1998年より開始されたディフェンシン遺伝子を導入した組換えイネ系統の屋内栽培実験

2 2005年度及び2006年度に実施されたカラシナ由来の抗菌性タンパク質をもつ複合耐病性イネ系統の隔離圃場栽培実験

以下にその例を挙げるが、これに限らない。

(1) 下記の作成者によるすべての実験ノート、或いは実験野帳、フィールドノート、実験記録、実験日誌、研究ノート。ラボノート。ラボラトリ一記録、業務日誌、実験ファイル、実験ホルダーなどその他名称のいかんを問わず実験の生データ (raw data) を記録したすべての書類 (アナログデータ及びデジタルデータ)

記

ア 川田元滋 氏  
イ 矢頭治 氏  
ウ 平八重一之氏  
エ 大島正弘 氏

|                   |  |
|-------------------|--|
|                   | <p>(2) すべてのレジメ、レポート、報告書などその他名称のいかんを問わず実験内容を検討し或いは報告するために作成し、請求先で保存されたすべての書類（アナログデータ及びデジタルデータ）</p> <p>(3) 外部に抗体など試料作成を委託したときに作成したすべての書類（依頼書。依頼先、依頼内容を記した書類。依頼先に渡した抗原の情報を記載した書類など）</p>   |
| 2 法第10条第1項による決定期間 | 平成20年1月15日<br>(請求書が到達した日(受付日)から30日以内)  |
| 3 延長後の決定期間        | 平成20年2月12日<br>(請求書が到達した日(受付日)から60日以内)  |
| 4 決定期間の延長理由       | <p>開示決定等を開示請求から30日以内に行なうことは以下の点から、事務処理上困難なため</p> <p>1 開示請求に係る文書は、多種・多岐にわたっていることから対象となるべき文書の管理者や保管場所等も複数存在するほか、10年前の文書などの文書作成から長時間経過している文書も開示請求に含まれており、文書の存否を調査するために多くの時間を要するため。</p> <p>2 開示請求に係る文書は、様々な性質の文書を広汎に対象としており、これらの文書の開示の是非を個別的に検討するためには多くの時間を要するため。</p> <p>3 さらに、開示請求がなされた日から30日経過するまでの間に年末・年始が含まれており、上記の各調査をするための時間を確保することが困難であるため。</p> |
| 5 問い合せ先           | <p>独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構統括部総務課<br/>(担当：工藤 優)<br/>TEL 029-838-7951<br/>FAX 029-838-8989<br/>e-mail mkudou@affrc.go.jp</p>   |
| 6 備考              |  |

